

参加料
無料

時間外労働の上限規制に伴う 長時間労働の解消について

主催：大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

2020年4月より働き方改革関連法によって、中小企業を含むほぼ全ての企業に「時間外労働の上限規制」が適用され、猶予業種（自動車運転の業務/建設事業/医師）も本年4月1日より適用されました。これまでも時間外労働に対する規制はありましたが、これらの改正でより明確に上限が定められています。違反すると罰則もありますので、ルールや対策について今一度確認してみませんか！

日程

※各日程とも内容は同一です。

申し込みは前日まで可能ですが、定員に達し次第締め切ります。

2024年7月25日(木) 14:00~16:00

<https://form.run/@hatarakikata-osaka-z1Yav8mcSCsCiv6w25ds>



2024年7月31日(水) 14:00~16:00

<https://form.run/@hatarakikata-osaka-cATw0cyiM1Gg3pPf6Gwe>



講師

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター 専門家
社会保険労務士・中小企業診断士

昼間 康裕

定員

《ZOOM参加》 500名

対象

事業主、人事労務担当者等

申込方法

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターの「セミナーのご案内」サイトからもお申込みいただけます。

【セミナー申込に関するお問い合わせ】

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター事務局

TEL：06-4792-8205

E-mail：shien@sr-osaka.jp

平日 午前9時~午後5時30分まで